

道路占用料の改定について

1. 目的

道路占用料は平成5年4月の改定以降、見直しが行われていないことから、国の道路占用料制度や地価水準の変動を考慮した占用料に改定します。

2. 改定方針

- ①国及び県の改正内容を参考に占用料を見直します。
- ②平成27年度の地価（本年度の固定資産税評価替え）を反映させた道路価格に変更します。
- ③占用料額の変動による受益者等への影響を緩和する措置を図ります。

3. 改定内容

- ①占用料の算定基礎となる土地の価格を平成27年度固定資産税評価額に改め、算定方法及び地目構成は、国（県）に準拠します。
- ②占用物件を道路占用料制度にあわせ種別変更をします（国に準拠）。
- ③占用料額の改定による影響を緩和する措置として、変動率を20%までに抑えます。

4. 道路占用料の改定に伴う使用料・占用料

- ①行政財産使用料
- ②下水道占用料
- ③法定外公共物占用料
- ④準用河川占用料

5. 条例の施行日 平成28年4月1日

[佐倉市土木部土木河川課]